

(第 18 版)

産業財産権

---

# 四法対照

---

(平成 23 年 6 月 8 日法律第 63 号等に対応)

訂正頁綴り

**PATECH**企画



三 物品の機能を確保するため  
に不可欠な形状のみからなる  
意匠

産地とするぶどう酒又は蒸留  
酒について使用するもの  
十八 商品又は商品の包装の形  
状であつて、その商品又は商  
品の包装の機能を確保するた  
めに不可欠な立体的形状のみ  
からなる商標

十九 他人の業務に係る商品  
又は役務を表示するものとし  
て日本国内又は外国における  
需要者の間に広く認識されて  
いる商標と同一又は類似の商  
標であつて、不正の目的（不  
正の利益を得る目的、他人に  
損害を加える目的その他の不  
正の目的をいう。以下同じ。）  
をもつて使用をするもの（前  
各号に掲げるものを除く。）

2  
国若しくは地方公共団体若し  
くはこれらの機関、公益に関す  
る団体であつて営利を目的とし  
ないもの又は公益に関する事業  
であつて営利を目的としないも  
のを行つてゐる者が前項第六号  
の商標について商標登録出願を  
するときは、同号の規定は、適  
用しない。

(特許を受ける権利)

- 第三三条 特許を受ける権利は、  
移転することができる。
- 2 特許を受ける権利は、質権の  
目的とすることができない。
- 3 特許を受ける権利が共有に  
係るときは、各共有者は、他の  
共有者の同意を得なければ、そ  
の持分を譲渡することができな  
い。

〈第十一条第二項で準用する特許  
法第三三条〉  
〈第四条の二第三項で準用する特  
許法第三三条第二項及び第三  
項〉

〈第十五条第二項で準用する特許  
法第三三条〉  
〈第五条の二第三項で準用する特  
許法第三三条第二項及び第三  
項〉

- 3 第一項第八号、第十号、第  
十五号、第十七号又は第十九号  
に該当する商標であつても、商  
標登録出願の時に当該各号に該  
当しないものについては、これ  
らの規定は、適用しない。

〈第十三条第二項で準用する特許  
法第三三条〉

---

4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合(第四十六条の二第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(第四十四条第二項(第四十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。))に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。))において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

---

6| 特許法第三十九条第四項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案登録出願人は、その考案について実用新案登録を受けることができない。

5 特許出願若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について第二項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 実用新案登録出願又は特許出願が放棄され、取り下げられ、又は却下されたときは、その実用新案登録出願又は特許出願は、前三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九条第二項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

- 
- 6) 特許庁長官は、第二項又は第四項の場合は、相当の期間を指定して、第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。
- 7) 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項又は第四項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。
- 

- 4) 特許庁長官は、第二項の場合には、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。
- 5) 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。
- 

- 4 特許庁長官は、第二項の場合には、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。
- 5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。
- 

第九条↓44頁に掲載

(願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

第九条の二 願書の記載(第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定により記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条第一項において同じ。)又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時

(指定商品等又は商標登録を受けようとする商標の補正と要旨変更)

第九条の四 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものと商標権の設定の登録があった後に認められたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時



---

又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができ  
る場合として経済産業省令で定  
める場合において、第一項の規  
定による優先権の主張をした者  
が、第二項に規定する期間内に、  
出願の番号その他の当該事項を  
交換するために必要な事項とし  
て経済産業省令で定める事項を  
記載した書面を特許庁長官に提  
出したときは、前二項の規定の  
適用については、第二項に規定  
する書類を提出したものとみな  
す。

---

---

(パリ条約の例による優先権主張  
第九条の二) パリ条約の同盟国で  
された商標(第二條第一項第二  
号に規定する商標に相当するも  
のに限る。)の登録の出願に基づ  
く優先権は、同項第一号に規定  
する商標に相当する商標の登録  
の出願に基づく優先権について  
パリ条約第四条に定める例によ  
り、これを主張することができる。

---

(パリ条約の例による優先権主張)  
 第四三条の二 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願についてこれを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民(パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。)	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。)	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

〈第十一条第一項で準用する特許法第四十三條の二〉

〈第十五条第一項で準用する特許法第四十三條の二〉

第九条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、商標登録出願についてこれを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民(パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。)	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。又は商標法条約の締約国の国民)	パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国

第三章 審査

(審査官による審査)

第四七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならぬ。

2 審査官の資格は、政令で定める。

(審査官の除斥)

第四八条 第三百三十九条第一号から第五号まで及び第七号の規定は、審査官に準用する。

(特許出願の審査)

第四八条の二 特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

第三章 実用新案技術評価

〈第十二条第五項で準用する特許法第四十七條第二項〉

第三章 審査

(審査官による審査)

第一六条 特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならぬ。

〈第十九条で準用する特許法第四十七條第二項〉

〈第十九条で準用する特許法第四十八條〉

第三章 審査

(審査官による審査)

第一四条 特許庁長官は、審査官に商標登録出願を審査させなければならぬ。

〈第十七条で準用する特許法第四十七條第二項〉

〈第十七条で準用する特許法第四十八條〉

特許法第四七条

実用新案法

意匠法第一六条

商標法第一四条

## (出願審査の請求)

第四八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができ、

2 第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から三十日以内に限り、出願審査の請求をすることができ、

## (実用新案技術評価の請求)

第二二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの（以下「実用新案技術評価」という。）を請求することができ、この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる、

2 前項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない、

3 前二項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求は、その実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定

## 4

第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第四百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日に

## 4 する国際公開」とする。

第八條第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八條第一項から第三項まで及び第九條第一項の規定の適用については、第八條第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四百八十四条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四百八十四条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国

ワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する「国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第六項若しくは実用新案法第四十八條の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八條の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第一八四條の一六 実用新案法第四十八條の三第一項又は第四十八條の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八條の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同法第一項、同法第四十八條の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同法第四項及び同法第四十八條の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同

際公開」と、第九條第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八條の四第六項若しくは特許法第百八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第四十八條の四第一項若しくは同法第百八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

(出願の変更の特例)

第四八條の一 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同法第四項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した

(特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例)

第一三條の二 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同法第四項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五條第二項の規定により

法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後、でなければすることができない。

後（同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後、でなければすることができない。

納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

(出願審査の請求の時期の制限)

第一八四条の一七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項又は第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内書面提出期間（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）の経過後

(登録料の納付期限の特例)

第四八条の一 二 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで）」とする。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四八条の一 三 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。



## 第七章 防護標章

### (防護標章登録の要件)

第六四条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

### 2 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定

役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品につい

て他人が登録商標の使用をすることによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録については、前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

### (出願の変更)

第六五条 商標登録出願人は、その商標登録出願を防護標章登録出願に変更することができる。

2 前項の規定による出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第十条第二項及び第三項並びに第十一条第五項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(防護標章登録に基づく権利の存続期間)

第六五条の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、この限りでない。

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六五条の三 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 防護標章登録の登録番号
- 三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内に限り、その出願をすることができる。

4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時(前項の規定による出願があつたときは、その出願の時)に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

複製物」という。)の数量(以下この項において「譲渡等数量」という。)に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物(受信複製物を含む。)の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を越えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

3 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、同項に規定する金額を越える損害の賠償の請求を妨げない。この場合におい

て、著作権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(具体的態様の明示義務)

第一一四条の二 著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作人、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したものは、侵害の行為によつて作成されたものとして主張する物の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第一一四条の三 裁判所は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさ

せることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができず。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するために必要な検証の目的の提示について準用する。

（鑑定人に対する当事者の説明義務）

第一四条の四 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならぬ。

（相当な損害額の認定）

第一四条の五 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたこと

が認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

（秘密保持命令）

第一四条の六 裁判所は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四条の三第三項の規